

# ～わくわく茨城生活実現事業(移住支援金) 支給要件フローチャート～

※申請には移住前相談が必須です。

(※) 東京圏：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県（条件不利地域を除く）

◆常陸大宮市へ移住する前の10年間の間で通算5年以上，「東京23区に在住」または「東京圏(※)に在住し，東京23区内へ通勤」  
※東京圏(※)に在住し，東京23区内の企業に就職した方（雇用保険の被保険者としての雇用に限る）は，通学期間も移住元として対象期間として加算可能。（高等専門学校は2年を上限とする。）



◆常陸大宮市へ移住する直前に連続して1年以上，「東京23区に在住」または「東京圏(※)に在住し，東京23区内へ通勤」



◆申請日は転入後1年以内である



◆申請日から5年以上継続して居住する意思を有している



◆下記の「起業」「就職」「関係人口」いずれかの要件に該当する

就職

茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した企業等に就職

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職

起業

茨城県が実施する「地域課題解決型起業支援事業」の起業支援金交付決定を受けて1年以内

関係人口

転入時の年齢が49歳以下であって、次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。

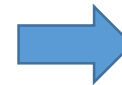
ア 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者

イ 県内で、専業で農林水産業を営む経営体へ就業し3か月以上勤務した者、または、専業で農林水産業を営む経営体を承継した者。

ウ 市町村等複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営開園計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国が認定。



移住支援金支給対象になる可能性があります



支援金支給対象外



はい



いいえ